

■議案第74号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

【要旨】

高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っています。

各分団には、それぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年においては、田野々分団の消防ポンプ自動車が平成7年12月の初度登録から25年が経過するため更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業	
契 約 金 額	26,730,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,430,000 円)	
契約の相手方	住所 高知市南川添1番28号 氏名 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 正守	
納 入 場 所	四万十町 古市町 地内	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン C D - 1 型消防ポンプ自動車
	艀装	・インデューサ付高圧二段バランスタービンポンプ ・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・各種資機材取付装置
	付属品及び 取付品	・C - 1 級可搬ポンプ ・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全带 ・管鎗、消防ホース、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、コードリール等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。